

再エネ買取制度に関するお問い合わせは・・・

○ 再エネ買取制度の詳細内容等に関するお問い合わせにつきましては、下記をお願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室】

電話：0570-057-333

※PHS、IP電話からは03-5520-5850

※受付時間 9～20時(土・日・祝日は除く)

URL: <http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/>

当社とのご契約に関するお問い合わせは・・・

○ 当社とのご契約に関するお問い合わせにつきましては、お近くのカスタマーセンターまでお願いいたします。

	サービス区域	電話番号
栃木カスタマーセンター	栃木県内	0120-995-112
群馬カスタマーセンター	群馬県内	0120-99-5222
茨城カスタマーセンター	茨城県内	0120-995-332
埼玉カスタマーセンター	埼玉県内	0120-995-442
千葉カスタマーセンター(第一)	千葉カスタマーセンター(第二)サービス区域を除く 千葉県内	0120-99-5552
千葉カスタマーセンター(第二)	船橋市、鎌ヶ谷市、市川市、 白井市、習志野市、八千代市、 浦安市、柏市、我孫子市、 松戸市、流山市、野田市	0120-99-5556
東京カスタマーセンター(第一)	江東区、墨田区、江戸川区、 葛飾区、台東区、荒川区、 足立区、渋谷区、世田谷区、 品川区、目黒区、大田区、 港区(台場)	0120-995-002

	サービス区域	電話番号
東京カスタマーセンター(第二)	千代田区、中央区、港区 (台場を除く)、新宿区、 豊島区、文京区、板橋区、 北区、練馬区、杉並区、 中野区および島嶼地区	0120-995-006
多摩カスタマーセンター	東京都の23区以外および 島嶼地区以外	0120-995-662
神奈川 カスタマーセンター (第一)	川崎市全域・横浜市(泉区・ 戸塚区・栄区全域・港南区 の一部を除く)	0120-99-5772
神奈川 カスタマーセンター (第二)	神奈川カスタマーセンター (第一)サービス区域を除く 神奈川県内	0120-99-5776
山梨カスタマーセンター	山梨県内	0120-995-882
沼津カスタマーセンター	静岡県内の富士川以東	0120-995-902

※ カスタマーセンターへお電話いただきますと、音声ガイドが流れます。

「8」を選択していただきますと、オペレータにおつなぎいたします(音声ガイドの途中でも選択していただけます)。

※ 受付時間 9～17時(土・日・祝日は除く)

太陽光発電設備による電気を
当社へお売りいただいているお客さまへのお知らせ

～再エネ買取制度が始まります～

再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(以下、『再エネ買取制度』といいます。)」が平成24年7月1日から開始されることとなりました。

制度開始にともない、お客さまとのご契約は、平成24年7月の検針日(計量日)以降、現行の「太陽光発電の余剰電力買取制度(以下、『太陽光買取制度』といいます。)」から再エネ買取制度に基づくご契約に移行されることとなりますが、引き続き現行の買取価格・買取期間が適用され、制度の移行にかかるお客さまの手続きは必要ございません。

なお、再エネ買取制度の内容を反映するために、お客さまと当社との契約内容を定める契約要綱を変更いたしますので、再エネ買取制度の概要および太陽光買取制度からの主な変更点と合わせてお知らせいたします。

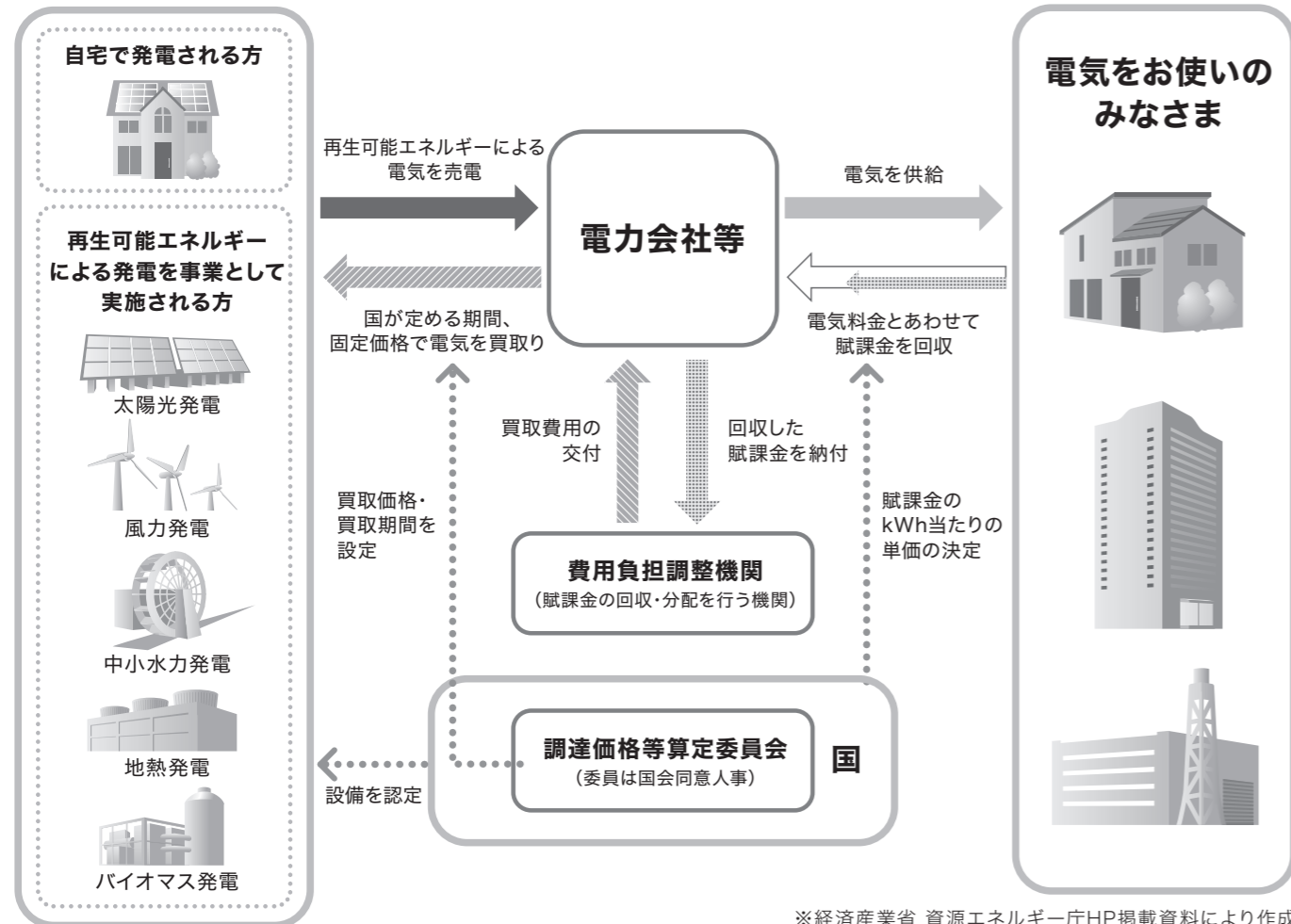
このお知らせは、既に太陽光発電設備を設置され、現在の太陽光買取制度のもと、当社と電力受給契約を締結いただいているお客さまにお送りしております。

東京電力株式会社

再エネ買取制度の概要

- 再エネ買取制度は、再生可能エネルギーによって発電された電気を、一定の価格・期間で電力会社等が買い取ることを義務付け、買取りに要した費用を電気をお使いになるお客さまにご負担いただく制度です。

〈再エネ買取制度のイメージ〉



◎買取対象

- ・太陽光の余剰電力のみが買取対象である現在の太陽光買取制度から、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど）を用いて発電された電気まで、買取対象が広がります。

◎買取価格と買取期間

- ・再生可能エネルギーの種類や規模などに応じて、買取価格や買取期間が決定されます。
- ・具体的には、経済産業大臣が、関係大臣に協議した上で、調達価格等算定委員会の意見に基づき決定します。

◎再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ・再生可能エネルギーの買取りに要した費用は、全国一律の単価により、電気のご使用量に応じた賦課金※（再生可能エネルギー発電促進賦課金）として、電気をお使いになるお客さまにご負担いただくこととなります。なお、エネルギー多消費事業者の方や東日本大震災で被災された方については、賦課金の減免制度がございます。

※再生可能エネルギーの導入速度は地域間でばらつきがでる可能性があるため、その負担を調整するための機関（費用負担調整機関）を設置し、全国一律の単価により各電力会社等が集めた賦課金を費用負担調整機関がいったん回収した上で、買取費用に応じて各電力会社等に交付金を交付する仕組みとなっております。

太陽光買取制度からの主な変更点

再エネ買取制度の買取対象設備である旨の国の認定が必要になります。
※今回の制度移行において、お客さまの手続きは必要ございません。

- 国がお客さまの太陽光発電設備について、太陽光買取制度対象設備に適合していることを確認の上、再エネ買取制度へ移行することとなります。
- 今後、お客さまの発電設備を増減設等で変更される場合は、事前に、国の設備認定を受けることが必要となります。
※ご契約名義を変更される場合やご住所を訂正される場合においても、国への届出が必要となります。
※申請書類のダウンロードや制度詳細については裏面記載の資源エネルギー庁ホームページをご覧ください。

電力会社から、国や費用負担調整機関へ買取実績等の報告を行います。

- 当社は法令等に基づき、再エネ買取制度の運用に必要な限りにおいて、お客さまからの毎月の買取実績等を国や国が指定した費用負担調整機関に報告させていただきます。

当社以外の電気事業者へもお売りいただくことができます。

- 再エネ買取制度においては、当社以外の電気事業者（新電力など）へ、電気をお売りいただくことが可能となります。
※当社との契約廃止を希望される場合は、その旨を当社までご連絡くださいますようお願いいたします。

◎当社契約要綱の変更

- ・「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱」（平成23年4月1日実施）について、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（平成24年7月1日実施）」として、上記内容などを反映した見直しを行っております。
- ・見直し後の契約要綱および制度の詳細につきましては、当社ホームページ（<http://www.tepco.co.jp>）にてご確認くださいませようお願いいたします。また、本冊子をご希望の場合は、当社までご連絡くださいますようお願いいたします。